

吹田市生活べんり帳「くらしの友」協働発行事業者募集要項

1 趣旨

本要項は、市民のくらしに役立つ情報を掲載する情報誌、吹田市生活べんり帳「くらしの友」を発行し配布する業務を、吹田市（以下市という。）と協働で実施する民間事業者等（以下事業者という。）の公募に関し、必要な事項を定めるものです。

業務の実施にあたっては、市が監修を担当し、事業者が発行を担当することなど、市と事業者の役割等を定めた協定を締結します。また、発行に関する費用に関しては、事業者が市内の企業等の広告（以下広告という。）を掲載することで賄うものとし、市は費用の負担を負いません。

なお、公募要件を満たす複数の事業者から参加表明があった場合は、プロポーザルにより事業者を選定します。

2 業務概要

(1) 業務名

吹田市生活べんり帳「くらしの友」発行業務

(2) 業務内容

吹田市生活べんり帳「くらしの友」発行業務仕様書のとおり

(3) 業務期間

協定書締結日から令和9年3月31日まで

(4) 配布資料

- ア 吹田市生活べんり帳「くらしの友」協働発行事業者募集要項
- イ 別紙1「吹田市生活べんり帳「くらしの友」発行業務仕様書」
- ウ 別紙2「吹田市広告掲載要領」
- エ 別紙3「吹田市広告掲載基準」

3 参加資格等

(1) 参加資格

公募に参加できる事業者は、参加表明日時時点で次に掲げる全ての要件を満たす単一の企業とします。また、協定を締結するまでの間に、要件を満たさなくなった場合、その事業者は公募の参加資格を失うものとします。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

イ 市の入札参加資格有資格者名簿に登録があること。

ウ 公募開始日から協定締結日までの間において、市から吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

エ 公募開始日から協定締結日までの間において、吹田市公共工事等及び売払い等の

契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。

カ 本市又は他の自治体で官民協働冊子の発行を行った実績があること。

（2）参加にあたっての留意事項

ア 事業者は、提出書類の提出をもって、本要項の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 事業者は、当該業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）することはできません。ただし、あらかじめ市の承認を得る場合は、業務の一部を再委託できるものとします。

ウ 業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容並びに再委託先に対する履行状況の管理及び監督の方法等を明確にした書面により、市に対し申請するものとします。市はその承諾の可否を書面により事業者に通知します。なお、承諾をしない場合は、当該承諾をしない理由を具体的に記載します。

エ 再委託の承諾を得た事業者は、再委託先に本協定に基づく一切の義務を遵守させるとともに、市に対して、本業務に係る再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとします。また、事業者は、再委託先に対して、その履行状況を管理及び監督するとともに、市の求めに応じて、管理及び監督の状況を適宜報告しなければなりません。

オ 市から事業者に対し、緊急で通知を要する場合は、ホームページに掲載するものとし、確認不足等により発生した不利益等について、市は責任を負わないものとします。

（3）提出内容の変更・追加の禁止

事業者から市に提出された書類について、提出期限を過ぎての内容の変更又は追加はできません。

ただし、疑義等があり、市が補正を求めた場合は、この限りではありません。また、提案された内容について、市が補足書類の提出を求めたときも同様とします。

（4）提出書類の取扱い

提出書類は、理由の如何を問わず、返却しません。

（5）費用負担

公募及びプロポーザルの参加に関して必要となる一切の費用は、事業者の負担とします。

4 募集要項の配布期間及び配布方法

(1) 配布期間

令和8年4月15日（水）～令和8年4月30日（木） 17：00

(2) 配布場所

吹田市公式ホームページ

<https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018880/1018885/1034153.html>

(3) 配布方法

上記ホームページの該当ページから資料をダウンロードしてください。

5 参加の手続き

(1) 参加表明、資格審査書類提出

※いかなる理由があっても、提出期間外の受付は行いません。また、提出期間内であっても、不足書類がある場合は、受付を行いません。

ア 提出期間

令和8年4月15日（水）～令和8年4月30日（木）（平日9:00～17:00）

イ 提出書類

(ア) 吹田市生活べんり帳「くらしの友」協働発行事業者募集参加申込書（様式第1号）

(イ) 会社概要（様式第2号）

(ウ) 官民協働による類似業務の実績を証明する協定書等の写しと成果品（各1部）

(エ) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書）※写し可、直近1年分

(オ) 暴力団員、暴力団密接関係者に該当しない旨の誓約書（様式第3号）

ウ 提出場所

吹田市総務部広報課（高層棟2階）

エ 提出方法

(ア) 持参の場合

土曜日、日曜日、祝日を除く9：00～17：00

(イ) 郵送の場合

書留等の配達した記録が残る方法に限る。（令和6年4月30日（木）必着）

※封筒の表に「参加申込書等在中」と朱書きしてください。

(2) 質問の受付及び回答

ア 質問受付期間

令和8年4月15日（水）～令和8年4月21日（火） 17：00

イ 質問回答日

令和8年4月24日（金） 17：00までに通知します。

ウ 質問送信先及び留意事項等

(ア) 送信先

吹田市総務部広報課（E-mail：s_koho@city.suita.osaka.jp）

(イ) 件名

件名は必ず「吹田市生活べんり帳「くらしの友」協働発行事業者募集に係る質問」としてください。

(ウ) 留意事項

- a 質問は電子メールでの受付のみとします。(電話・FAXでの質問は不可。)
- b 回答は市ホームページで公表します。また、質問回答日に全ての事業者に対して電子メールにて回答します。本市からメール回答後、受信確認のため、回答受取の旨をメールにて返信してください。

(3) 参加辞退

やむを得ず参加を辞退する場合、速やかに参加辞退届(様式第4号)を提出してください。なお、参加を辞退することによるペナルティは生じませんが、公募の正常な執行を妨げることの無いよう、安易な参加表明は厳に慎んでください。

(4) 参加決定通知

令和8年5月7日(木) 17:00までに電子メールと書面により通知します。また、参加資格がない場合についても通知を行います。

6 事業者選定

(1) 事業者選定方法

参加事業者が1者のみの場合は、参加資格を審査のうえ、当該業務に係る協定を締結します。複数の事業者から参加表明があった場合は、プロポーザルにより事業者を選定します。

(2) 公募結果の発表

ア 参加事業者が1者のみの場合

令和8年5月7日(木) 17:00までに電子メールと書面により通知します。

イ 参加事業者が複数の場合

令和8年5月7日(木) 17:00までにプロポーザルによる事業者選定となることを、電子メールにより通知します。

※プロポーザルは令和8年6月初旬に実施します。実施方法等については、別途、参加事業者にメールによりお知らせします。

(3) 公募結果の公表

市ホームページで公表します。

7 協定の締結

参加資格を審査のうえ、参加を表明した事業者と協定の締結を行います。ただし、協定を締結する事業者が、締結日までに、「3参加資格等」に規定する条件のいずれかを満たさなくなった場合や、事故等の特別な事由により協定が不可能となった場合においては、改めて公募を実施します。

また、複数の事業者から参加表明があった場合は、プロポーザルにより事業者を選定

し、協定を締結します。

8 その他関係法規の遵守等

業務を遂行する上で、関連する法規を遵守してください。

(1) 個人情報の保護

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）は、個人の権利や利益を守ることを目的とした法律で、市をはじめ、個人情報を取り扱う全ての事業者や組織が守らなければならない共通のルールです。個人情報については、同法律を遵守し、厳格な取り扱いを行ってください。

(2) 広告掲載要領及び基準

別紙 2「吹田市広告掲載要領」及び別紙 3「吹田市広告掲載基準」の定めを遵守してください。

(3) 情報公開

本業務を実施するにあたり、制作又は取得した文書等で、事業者が管理しているものの公開については、別途情報公開規程を定めるなど適正な情報公開に努めてください。

(4) 守秘義務

事業者が本業務を実施するにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできません。協定期間終了後も同様とします。

9 スケジュール

| 手順 | 期限等 |
|-----------------|---|
| 公募関係資料配布 | 令和 8 年 4 月 15 日（水）～令和 8 年 4 月 30 日（木）の午前 9 時～午後 5 時。土・日曜日、祝・休日は除く。 |
| 質問受付期間 | 令和 8 年 4 月 15 日（水）～令和 8 年 4 月 21 日（火）の午後 5 時まで。 |
| 質問回答 | 令和 8 年 4 月 24 日（金） |
| 参加表明、資格審査書類受付期間 | 令和 8 年 4 月 15 日（水）～令和 8 年 4 月 30 日（木）の午後 5 時まで。土・日曜日、祝・休日は除く。 |
| 参加決定及び公募結果の通知 | 令和 8 年 5 月 7 日（木） ※複数の事業者から参加表明があった場合は、プロポーザルにより事業者を選定します。実施方法等については、別途、参加事業者にメールによりお知らせします。 |
| 協定書の締結 | 令和 8 年 5 月下旬以降 |

10 問い合わせ先

吹田市総務部広報課 担当：山本 船越 富永

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

電話：06-6384-1272 FAX：06-6384-7887

E-mail：s_koho@city.suita.osaka.jp